

# 大和村農業委員を募集いたします！

農業委員会法の改正により農業委員会委員の選任方法が、選挙制から任命制に変わります。農業委員の仕事に熱意のある方ならどなたでも自薦、他薦により候補者に応募できますので、奮って応募ください。

大和村農業委員会委員募集要項	
対象者	<p>募集対象者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方です。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方</li><li>② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方</li><li>③ 村税等を滞納していない方</li></ul>
募集人数	5人
任期	3年間（令和8年7月20日から令和11年7月19日）
報酬	月額報酬等（大和村報酬及び費用弁償等に関する条例に基づきます。）
主な役割	<ul style="list-style-type: none"><li>①農地の権利移動等に係る申請地の現地確認</li><li>②農地の権利移動等の申請の審査・許可決定等のための会議に出席</li><li>③遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積、新規就農の支援</li><li>④農地中間管理機構との連携活動</li><li>⑤その他、農業委員会が必要とする活動等</li></ul>
推薦及び応募方法	<p>自薦、または他薦による。（農業者が組織する団体又は個人による推薦（3人以上）による。）</p> <p>※該当する様式（役場産業振興課・農業委員会にあります。）に必要事項を記入の上、下記申込先に提出してください。</p>
応募受付期間	<p>令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）</p> <p>（応募の状況は大和村ホームページ及び掲示板等に、推薦・募集期間の中間及び期間終了後に、氏名、職業、年齢等を公表します。） ※受付は、土・日・祝日は除きます。</p>
選任方法	<p>大和村農業委員会委員選考委員会により候補者を選考し、大和村議会の同意を得て、大和村長が任命します。</p> <p>委員の選考に当たっては、認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者が過半を占めること及び農業委員会の所掌事務に関し利害関係を有しない方が含まれることが必要であり、その他農業委員会の年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮いたします。</p>
問合せ申込先	<p>〒894-3192 大和村大和浜100番地</p> <p>大和村農業委員会事務局</p> <p>☎ 代表 0997-57-2111 0997-57-2153(直通)</p>